

「国家保健法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

国家保健法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四五年国家保健法令(プララーチャバンヤット・ラックプラカン・スカパーブ・ヘンチャート)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示は二〇〇二年一月一八日]

第三条

本法令において、

「公衆衛生サービス(ポリカーン・サータラナスック)」とは、健康増進のために人に直接提供する医療及び公衆衛生、疾病予防、疾病診断、治療、及び健康と生活のために必要な能力のリハビリテーション面でのサービスを意味する。ここに医療従事法に基づくタイ方医療、及びオルタナティブ医療も含む。

「サービス施設(サターン・ポリカーン)」とは、国、民間、タイ国赤十字社の公衆衛生サービス施設、委員会が定めた様々な分野での医療サービスユニット、及びその他のサービス施設を意味する。

「サービスユニット(ヌワイ・ポリカーン)」とは、本法令に基づき登録したサービスユニットを意味する。

「サービスユニット・グループ(クルアカーイ・ヌワイ・ポリカーン)」とは、合同して本法令に基きグループとして登録したサービスユニットを意味する。

「サービス料金(カー・ポリカーン)」とは、公衆衛生サービスを受けるごとにサービス利用者が毎回サービスユニットに支払う金銭を意味する。

「公衆衛生サービス費用(カーチャイチャーイ・プーア・ポリカーン・サータラナスック)」とは、以下のようサービスユニットの公衆衛生サービス提供から生じた諸費用を意味する。

- (一) 健康増進及び疾病予防費
- (二) 疾病診断費
- (三) 妊娠の診療及び引受費
- (四) 治療及び医療サービス費
- (五) 医薬費、医療器具費、人造身体器官費、及び医療機器費
- (六) 出産費
- (七) サービスユニット内での食費
- (八) 新生児保育費
- (九) 救急車費もしくは患者送迎車費
- (一〇) 身体障害者送迎車費

(一)心身のリハビリテーション費

(二)委員会が定めたところに基づく公衆衛生サービスのために必要なその他の費用

「基金(ゴートゥン)」とは、国家保健基金を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、国家保健委員会を意味する。

「質・標準管理委員会(カナカマカーン・クワップクム・クナパーブ・レ・マーターン)」とは、公衆衛生サービスの質と標準を管理する委員会を意味する。

「事務局長(レーカーティガーン)」とは、国家保健事務局長を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、国家保健事務局もしくはケースごとの事務局支部を意味する。

「係官(パナックガーンチャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために、委員会もしくは質・標準管理委員会の助言により大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第四条

保健大臣を本法令の主務大臣とし、係官任命権限、本法令に基づく執行のための省令及び省布告の制定権限を付与する。

省令及び省布告は官報告示をもって施行することができる。

第一章

公衆衛生サービスを受ける権利

第五条

人は誰でも本法令により定められたところに基づく標準と質を伴った公衆衛生サービスを受ける権利を有する。

委員会は、困窮者もしくは大臣が布告規定した者を除き、公衆衛生サービスの被提供者が共同で規定のサービス料金をサービスを受けるサービスユニットに対し毎回支払わなければならないことを定める。

人が権利を有する公衆衛生サービスの種類と範囲は委員会が布告規定したところに従う。

第六条

第五条に基づく権利を行使しようとする者は、サービスユニットを選択するために事務局もしくは事務局が定めた機関に登録申請する。

サービスユニット選択登録申請、サービスユニット変更申請、サービスユニットのサービス利用者への義務は委員会が定めた原則、方法、条件に従う。このとき人の利便性及び必要性を重視、考慮する。

福利厚生を受ける原則に基づき、もしくは法律、規則、規約、布告、閣議決定またはその他の命令により得た権利に基づき別様にサービスユニットを選択する権利を有する場合は、サービスユニットにお

ける公衆衛生サービスを受ける権利の行使は福利厚生原則もしくはその者の権利に従う。

第七条

登録を済ませた者は、自己のサービスユニットから、もしくは関係するサービスユニット・グループにおけるプライマリー・サービスユニットから、あるいは自己のサービスユニットまたは関係するサービスユニット・グループが移送したサービスユニットから公衆衛生サービスを受ける権利を行使することができる。ただし相当の事由がある場合、もしくは事故の場合、あるいは急患の場合は、その者はその他のサービス施設からサービスを受ける権利を有する。ここにサービスを受ける権利を行使する者の利便性及び必要性を考慮して委員会が定めたところに従い、そのサービスを提供するサービス施設は委員会が定めた原則、方法、条件に従い基金から費用を受け取る権利を有する。

第八条

第五条に基づく権利を有する者で、第六条に基づきまだ登録していない者は、いずれかのサービスユニットで最初のサービスを受けることができ、当該人物にサービスを提供したサービスユニットがその者の第六条に基づくサービスユニット選択登録をしてやり、サービス提供日から三〇日以内に事務局に通知する。当該サービスユニットは、委員会が定めた原則、方法、条件に基づき基金からその回のサービス提供についての費用を受け取る権利を有する。

第九条

以下の者の公衆衛生サービスを受ける権利の範囲は官公庁、地方行政機関、国営企業もしくはその他の国家機関のために定められた法律、規則、規約、布告、閣議決定もしくは命令に従い、かつ本法令に基づき当該権利を行使する。

- (一)官公庁の公務員もしくは雇員
- (二)地方行政機関の職員もしくは雇員
- (三)国営企業の職員もしくは雇員、または予算から費用が支払われ医療を受ける権利を有する国のその他の機関に対する職務遂行者、あるいはその他の者
- (四)(一)(二)もしくは(三)に基づく者の父母、配偶者、子もしくはその権利に依拠して医療を受ける権利を有するその他の者

ここにおいて、委員会は当該人物が政府、地方行政機関、国営企業もしくはその他の国家機関と合意したところに基づき公衆衛生サービスを受けることができるようにする義務を有する。

第一段に基づく者の種類、機関規定、本法令に基づく公衆衛生サービスを受ける権利の行使期間は勅令で定めたところに従う。

第三段に基づく勅令が施行された時、政府、地方行政機関、国営企業、もしくは国のその他機関は、その勅令で定めた者の医療費用部分について、委員会と合意した原則、方法、期間に基づき基金に入金する手続きを取る。

第一〇条

社会保険法に基づく権利を有する者の公衆衛生サービスを受ける権利の範囲は社会保険法で定められたところに従う。本法令に基づく公衆衛生サービスの社会保険法に基づく権利を有する者への拡張は委員会と社会保険委員会が合意したところに従う。

委員会は社会保険法に基づく権利を有する者への公衆衛生サービス提供を準備し、社会保険委員会と公衆衛生サービスの提供態勢に係る合意ができた時、委員会は当該権利を有する者への本法令に基づくサービスユニットの公衆衛生サービス開始期間について定める勅令制定のために政府に報告する。

第二段に基づく勅令が施行された時、社会保険事務局は社会保険基金から基金に、公衆衛生サービスのための費用を委員会と社会保険委員会が合意した額に基づき送金する。

第一一条

補償金法に基づく医療を受ける権利を有する被雇用者で、本法令に基づくサービスユニットから公衆衛生サービスを受ける権利を行使した者がいた場合、サービスユニットはそのサービス利用を事務局に通知し、事務局は補償金法に定められたレートを超えない範囲で、補償金基金に公衆衛生サービス費用を請求し、サービスユニットに送金するために基金に入金させる権利を有する。

本法令に基づく公衆衛生サービスを利用した者が補償金基金に積み立てる義務のない使用者の被雇用者である場合、事務局は補償金法に定められたレートを超えない範囲で、公衆衛生サービス費用のために補償金法に基づき被雇用者に代わり補償金を請求し、サービスユニットに送金するために基金に入金させる権利を有する。

本条に基づく公衆衛生サービスのための費用の支払いは補償金法に基づく医療費の支払いにおいての補償金支払いであるとみなす。

第一二条

自動車事故犠牲者保護法に基づく自動車事故犠牲者が本法令に基づくサービスユニットから公衆衛生サービスを受けた場合、サービスユニットはそのサービス利用を事務局に通知し、事務局は自動車事故犠牲者保護法に基づき事故犠牲者補償基金が事故犠牲者に支払わなければならない義務に従った損害賠償金額を超えない範囲で、事故犠牲者補償基金に公衆衛生サービス費用を請求し、サービスユニットに送金するために基金に入金させる権利を有する。

自動車保険会社もしくは自動車事故犠牲者保護センター株式会社が第一段に基づく公衆衛生サービス利用者である自動車事故犠牲者に損害賠償金を支払う義務を有する場合、事務局は保険証書における条件に基づき受け取ることのできる権利を上回らない範囲で、当該会社に対し、公衆衛生サービス費用を支払い、サービスユニットに送金するために基金に入金させることを命じる権限を有する。

第二章

国家保健委員会

第一三条

以下の構成による「国家保健委員会(カナカマカーン・ラックプラカン・スカパーブ・ヘン・チャート)」と呼ぶ一委員会を設置する。

- (一)保健大臣を委員長とし、
 - (二)国防省次官、財務省次官、商業省次官、内務省次官、労働・社会福祉省次官、保健省次官、教育省次官、予算局長を委員
 - (三)各地方自治体の行政執行者がそれぞれの自治形態ごとに互選した自治市代表一人、県行政機構代表一人、行政区(タムボン)行政機構代表一人、その他の地方自治体の代表一人を委員
 - (四)利益を追求する目的を持たず、かつ以下の事業に携わる民間組織が各グループごとに一人を互選し、その互選された代表がさらに互選した五人を委員
 - (a)青少年方面の仕事
 - (b)婦人方面の仕事
 - (c)高齢者方面の仕事
 - (d)身体障害者もしくは精神病患者方面の仕事
 - (e)HIV患者もしくはその他の慢性病患者方面の仕事
 - (f)労働者方面の仕事
 - (g)スラム方面の仕事
 - (h)農民方面の仕事
 - (i)マイノリティ方面の仕事
 - (五)公衆衛生方面の職業人代表五人。すなわち医師会代表一人、看護師会代表一人、薬剤師会代表一人、歯科医会代表一人、民間病院協会代表一人を委員、
 - (六)有識者委員七人。すなわち内閣が保健、医療及び公衆衛生、タイ伝統医療、オルタナティブ医療、金融財政、法律、社会学の専門家からそれぞれの分野ごとに任命した者を委員とする
- (四)に基づく民間機関は一年以上の業務実績を有し、委員選出事由のあった日から一五日間の期限までに事務局に登録した組織でなければならない。複数の業種を有する組織の場合は、一つの業種においてのみ選出を受ける権利を行使するために登録する。
- (三)及び(四)に基づく委員選出は大臣が布告規定した原則、方法に従う。
- (一)(二)(三)(四)及び(五)に基づく委員は、(六)に基づく委員任命のために、有識者を選考し内閣に提出する。

第四段に基づく有識者委員選出のための選考は大臣が布告規定した原則、方法に従う。

事務局長を委員会の書記とする。

第一四条

第一三条に基づく委員は第四八条に基づく委員を同時に兼任することはできない。

第一五条

第一三条第一段(三)(四)(五)及び(六)に基づく委員の任期は一期四年とし、再選出、再任命できるが、連続二期までとする。

第一段に基づく任期が終了した時、第一三条第一段(三)(四)(五)に基づく委員の選出、もしくは第一三条第一段(六)に基づく委員の任命がまだないときは、選出もしくは任命された委員が任務に就くまで、任期により退任したその委員が引き続き職務遂行のため任に留まる。ただしその場合でも任期により退任した日から九〇日までとする。

第一段に基づく委員が任期切れとなる前に退任した場合、その委員ポストが空席となった日から三〇日以内に、代替りの同カテゴリーの委員を選出もしくは任命し、選出もしくは任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

任期切れ前に退任した委員の残り任期が九〇日未満である場合は、新たな選出、任命をしなくてもよく、このとき委員会は残った委員で構成される。

第一六条

第一三条第一段(三)(四)(五)(六)に基づく委員は、第一五条第一段に基づく任期による退任のほか、以下の時に退任する。

- (一)死亡した
- (二)辞任した
- (三)破産者となった
- (四)無能力者もしくは準無能力者となった
- (五)確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く
- (六)背任、不行跡、もしくは無能のために内閣が解任した

第一七条

委員会の会議は全委員数の半分以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議に出席できない、もしくは職務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってする。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

会議においていずれかの委員が利害関係を有する件について検討するとき、その委員は委員会にそれを通知する義務を有し、その件に係る事実関係を説明する、もしくは意見を表明する権利を有するが、会議に出席し、投票する権利はない。

会議の方法、委員会の職務遂行、委員が通知する義務のある利害関係は、委員会が定めた規則に従う。

第一八条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) サービスユニット及びサービスユニット・グループの公衆衛生サービス提供の標準を定め、国家保健に係る質を伴った推進における標準を定める
- (二) 係官の任命、本法令に基づく執行のための省令及び布告の制定において大臣に助言する
- (三) 健康及び暮らしに必要な公衆衛生サービス提供の種類及び範囲、第五条に基づく公衆衛生サービス料金を定める
- (四) 基金運営・運用の原則を定める
- (五) 第三一条に基づく事務局長の罷免における原則、方法、条件を定め、第三二条に基づく事務局の資格もしくは禁止形態を定める
- (六) 基金の現金出納、資金管理、第四〇条に基づく利得の追及
- (七) サービス利用者が治療で損害を被り、過失行為者を特定できない場合、もしくは過失行為者の特定ができたがサービス利用者が第四一条に基づく相当の期間内に損害賠償を受けなかった場合の、初期支援金の拠出における原則、方法、条件を定める
- (八) 第四七条に基づく土地の者に対する国家保健の創造のために、準備状態、適性、必要性に応じた地方レベルでの保健システム運営における地方行政機構への支援及び調整
- (九) 第四七条に基づく土地の者に対する国家保健の創造のための公共性を促進することにより、準備態勢、適性、必要性に応じて地方における資金運用・運営に非営利のコミュニティ組織、民間組織及び民間セクターを参加させることを支援し、その原則を定める
- (一〇) 公衆衛生サービスの質と水準を改良するために、サービス提供者、サービス利用者双方の意見聴取に係る原則を定める
- (一一) 行政罰及び登録取消に係る原則を定める
- (一二) 予算年度期末日から六ヶ月以内に、委員会の運営における実績及び障害に係る報告、及び全種類の会計・財務に係る報告を作成し、内閣、下院議会、上院議会に報告する。
- (一三) 委員会がサービス提供者、サービス利用者双方からの意見を聴取するために、毎年会議を開催する
- (一四) 本法令もしくは他の法律が委員会の権限義務と定めたところに従った、あるいは内閣の委任に従ったその他の職務遂行

第一九条

委員会は定められた目的に添うよう事務局の事業運営を監督する権限義務を有する。その権限義務には以下も含まれる。

- (一) 運営方針の策定、及び事務局の運営計画の承認
- (二) 事務局の資金計画の承認
- (三) 事務局の運営及び一般業務の監督、及び事務局の一般業務、人事、予算、財務、資産、業績評価、及びその他の業務に係る規則、規約、告示もしくは規定の制定

第二〇条

委員会は本法令、もしくは委員会の委任に基づく職務遂行のために小委員会を設置する権限を有する。

第一七条を小委員会及び小委員の会議、会議方法、業務に準用する

第二一条

委員会は事務局に關係する法律及び標準規約に則し、生産性、効率性を伴い、透明で、責任者のいる業務をさせるために、事務局の財務運営及び業務を監査する権限を有する監査小委員会を設置する。このとき委員会が定めた規則に従う。

第一段に基づく小委員会は、憲法付屬法である汚職防止取締法に基づき個人的利害と公共の利害が対立する業務を禁止する地位者であるとみなす。

第二二条

本法令に基づく職務遂行において、委員会もしくは小委員会は審査を構成するために、国の機関に要請し、または關係者に命じて、事實關係を説明する文書を作成させる、証言させる、あるいは証拠書類を提出させる権限を有する。

第二三条

委員及び小委員は大臣が定めるところに基づき会議手当、出張費、及び職務遂行におけるその他費用を受け取る。

第三章

国家保健事務局

第二四条

大臣の監督下にある法人格を有する国家機関として国家保健事務局を置く。

事務局の事業は労働保護法、労働關係法、社会保険法、補償金法の適用下には置かれない。ここに、事務局の職員及び被雇用者は労働保護法、社会保険法、補償金法の規定以上の待遇を受けなければならない。

第二五条

国家保健事務局はバンコク都もしくはその近郊県に置く。

委員会は官報に告示することにより事務局支所を設置、合併、廃止する権限を有する。

事務局支所の設置は必要性及び費用と比較した時の採算性を考慮し、委員会は業務費用を受け取ることにより他の国の機関、もしくは民間に支所の義務遂行を委任する権限を有する。ここに委員会が定めた原則に従う。

第二六条

事務局は以下の権限義務を有する。

- (一) 委員会、質・標準管理委員会、当該委員会の小委員会、審査委員会の事務責任
- (二) 公衆衛生サービスに係るデータの収集、編集、分析
- (三) サービス利用者、サービスユニット、サービスユニット・グループの登録
- (四) 委員会が定めた規則に従った基金運営
- (五) 第四六条に基づくサービスユニット及びサービスユニット・グループに対する、委員会が定めるところに基づく公衆衛生サービスのための費用支払い
- (六) サービスユニットの公衆衛生サービス費用の徴収証拠書類の検査
- (七) 国民が自己のサービスユニットを持つための業務、サービスユニットの変更のための業務、サービスユニットのデータを国民が知るための広報
- (八) 公衆衛生サービスにおける委員会が定めた標準に従うようサービスユニット、サービスユニット・グループの監督、及び要請における便宜供与
- (九) 種々の所有権、占有権、物権の保有
- (一〇) 財産に係る権利設定、契約または合意の法律行為
- (一一) 事務局の業務における手数料もしくはサービス料の徴収
- (一二) 事務局の権限義務下にある事業を他の機関もしくは他者に委任する
- (一三) 委員会、及び質・標準管理委員会の業務上の成果と障害に係る年次報告書を作成し、公衆に広報する
- (一四) 本法令もしくは他の法律が事務局の権限義務と規定したところに基づく、あるいは委員会もしくは質・標準管理委員会が委任したところに基づくその他の職務遂行

第二七条

事務局の財産は強制執行における責務には置かれない。

第二八条

事務局が寄付、もしくは事務局の収入による購入または交換により取得した不動産は、事務局が所有権を得る。

事務局は事務局の財産の占有、管理、保全、使用、利益追及において権限を有する。

第二九条

事務局は事務局の運営費用として、内閣に年次歳出予算を申請する。

第三〇条

事務局の資金の保管、支払いは委員会が定めた規則に従う。

事務局の会計は委員会が定めた様式、原則に基づく国際基準に従って作成され、事務局の財務、会計、調達に係る内部監査を実施しなければならず、少なくとも年に一度、委員会に監査結果報告をしなければならない。

第三一条

事務局には法律、規則、規約、規定、委員会の方針、決定、布告に従った事務局の運営責任者として事務局長を置く。事務局長は事務局の全職員、雇員の指揮者となる。

委員会が事務局長の任命・罷免権者となる。

事務局長の雇用及び任命において、委員会は第三二条(一)(三)(四)(五)(六)(九)(一〇)(一一)(一二)に基づく資格を有し、かつ禁止様態にはない五人からなる選出委員会を選任する。

選定委員会は第三二条(一)(三)(四)(五)(六)(九)(一〇)(一一)(一二)に基づく資格を有し、かつ禁止様態にはない者で、事務局長の適格者としての知識、能力、経験を有し、委員会の委員ではなく、雇用契約を結び、事務局長として任命することを委員会に提出するために志願書を提出する日に満六〇歳以下である者を選定する義務を果たす。ここに適格者を一人以上推薦することもできる。

選定委員は事務局長として推薦される権利はない。

選定委員は会議により、一人を選定委員長とし、さらに一人を選定委員会の書記に互選する。

事務局は事務局長の選定において事務業務を担当する。

第三二条

事務局長は以下の資格を有していなければならない、禁止様態にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する
- (二) フルタイムで勤務できる
- (三) 精神異常者もしくは精神耗弱者ではない
- (四) 破産者ではない、もしくはかつて破産者であったことがない
- (五) 確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし過失罪もしくは軽犯罪はその限りではない
- (六) 異常蓄財で裁判所の判決もしくは命令により資産の国庫没収措置を受けたことがない
- (七) 他の国営企業、もしくは他の営利事業の経営者または従業員ではない
- (八) 中央官庁、地方官庁、地方自治体に地位を有する、もしくは月給を支給される公務員、職員あるいは従業員ではない
- (九) 政治公務員、下院議員、上院議員、地方議会議員、地方行政関係者ではない
- (一〇) 政党の委員もしくは顧問、あるいは担当者ではない
- (一一) 背任で公官庁、国営企業、パブリックカンパニーから解任、罷免、免職されたことがない
- (一二) 事務局の契約相手、提携先、もしくは事務局の事業に係る利害関係を有する法人の取締役、経営者、業務責任者、利害関係者でない、あるいは任命日前の一年間そうでなかった
- (一三) 委員会が定めたその他の資格及び禁止様態

第三三条

事務局長は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 第三二条に基づく資格を欠いた、もしくは禁止状態にある
- (四) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、もしくは軽犯罪を除く
- (五) 相当の事由なく理事会の会議に三回連続して出席しなかった
- (六) 背任、悪行、能力欠如により委員会が罷免した
- (七) 雇用契約を解除された

第三四条

事務局長の任期は一期四年とし、再任されることができが連続二期までとする。

事務局長ポストが空位となり、新事務局長が任命されていない時、もしくは事務局長が一時的に職務遂行できない場合、委員会は事務局の職員から一人を事務局長代行に任命する。

事務局長代行は事務局長と同じ権限義務を有する。

第三五条

事務局長は国の高官であり、憲法付属法の汚職防止取締法に基づき私益と公益間に対立が生じる事業推進を禁じられる位階者とみなす。

第三六条

事務局長は以下の権限義務を有する。

(一) 事務局の職員、雇員の採用、任命、昇級、降級、月給もしくは賃金のカット、規律上の罰則適用、事務局の職員及び雇員の解任。ここに委員会が定めた規則に従う。監査室の業務に就く職員、雇員の場合は判断にあたって監査小委員会の意見を聴取する。

(二) 委員会の規則、規約、告示、規定、方針、決定に反しない上での事務局の業務に係る規則、告示の制定

外部者に係る事業において事務局長は事務局を代表する。このため事務局長は事務局のいずれかの職員に委任して職務代行させることができる。ここに委員会が定めた規則に従う。

第三七条

監査小委員会の事務所としての職務を果たす監査室を事務局内に設置する。監査室は監査小委員会に直接的な責任を有し、委員会が定めた規約に従い事務局長に報告する。

第四章

国家保健基金

第三八条

サービスユニットの公衆衛生サービス実施の費用、支援、振興という目的をもって、国家保健事務局内に「国家保健基金」と呼ぶ一基金を設置する。

人が公衆衛生サービスにあまねくアクセスできるようにし、効率性を持ったものとするため、十分なサービスユニットのない地域の公衆衛生サービス開発を考慮して、もしくはサービスユニットの拡散が不適當であることを考慮して基金の資金を使用する。

第三九条

基金は以下から構成される。

- (一) 年次予算からの資金
- (二) 法律が規定したところに基づく地方行政体からの資金
- (三) 本法令に基づく公衆衛生サービス実施により得た資金
- (四) 本法令に基づく行政罰としての罰金
- (五) 基金への寄付もしくは委託金または財産
- (六) 基金の資金もしくは財産により生じた利得金
- (七) 基金の事業により基金が得た現金もしくは財産
- (八) 法律が定めたその他の付加金

基金の保有資金及び財産は財政法及び予算法に基づく国家収入として財務省に送付しなくてもよい。

(一)に基づく予算申請において、委員会は質・標準管理委員会の意見報告及び当該申請書作成時の基金の財務、財産を考慮して、当該申請書を作成し内閣に提出する。

第四〇条

基金の現金出納、保管、利益追及は委員会が定めた規約に従う。

第四一条

委員会は、サービス利用者がサービスユニットの医療行為により損害を受け、責任者が見つからない、もしくは見つかったも相当の期間内に損害賠償金を受け取っていない場合のサービス利用者への初期支援金とするために、サービスユニットに支払う金額の-%以下をリザーブしておく。ここに委員会が定めた原則、方法、条件に従う。

第四二条

サービス利用者がサービスユニットの医療行為によって損害を受け、その責任者を見つけたが第四一条に基づく相当の期間内に損害賠償金を受け取っていない場合、もし事務局がサービス利用者に初期支援金を支払っていれば、事務局はその責任者に対し求償権を有する。

第四三条

予算法に基づく予算年期末日から三ヶ月以内に、委員会は当該年のバランスシートと基金の出納報告を会計検査院の検査を受けた上で内閣に報告する。

当該バランスシート及び出納報告は大臣が総理大臣に提出し、総理大臣は下院議会及び上院議会に報告し、官報で告示させる。

第五章

サービスユニット及び公衆衛生サービス標準

第四四条

国民が第六条に基づき自己のサービスユニットを選択、登録するために、事務局はサービスユニット及びサービスユニット・グループを登録し、国民に広報する。

第一段に基づくサービスユニット及びサービスユニット・グループとしての登録、広報方法は委員会が定めた原則、方法、条件に従う。

第四五条

サービスユニットは以下の義務を有する。

(一)必要な公衆衛生サービスの提供における平等性、利便性をもった、個人の権利、人としての尊厳、宗教上の信仰に配慮した公衆衛生サービス、標準と質を伴った医療におけるワクチン、医薬、医療器具・機器、設備の使用

(二)サービス利用者がサービス選択もしくは移送で決断するために、サービス利用者の要請、及び患者・サービス利用者の権利に係る定めのある布告に基づく、事実に沿ったサービス利用者の公衆衛生サービス・データ、及び治療における判断結果、方向、方法、選択、結果、生じるかも知れない副作用についてのデータの提供

(三)サービス利用者のサービスユニットもしくはサービスユニット・グループからの抹消前の、サービス利用者の近親者に対する、医師、公衆衛生担当官、または身体の健康及び社会上の継続的な監督責任者の名に係るデータの提供

(四)(一)及び(二)に基づく職務遂行におけるサービス利用者の秘密の厳格な保持。ただし法律に基づく職務を遂行する国の係官への公開はその限りではない

(五)質及びサービスの検査、公衆衛生サービスのための費用請求のための公衆衛生サービス提供データシステムの作成

サービス利用者への公衆衛生サービス提供、及び公衆衛生サービス提供データシステムの作成において、サービスユニットは委員会及び質・標準管理委員会が定めた原則に従う。

第四六条

第四四条に基づくサービスユニット及びサービスユニット・グループ、サービス利用者の移送を受けたサービスユニットは、委員会が定めた原則、方法、条件に基づき基金から公衆衛生サービス費用を受け取る権利を有する。

第一段に基づく公衆衛生サービス費用の規定原則は事前に第一八条(一三)に基づく意見聴取を経ていなければならない、少なくとも以下の条件下になければならない。

- (一) 第五〇条(四)に基づく質・標準管理委員会の提案に従い全疾病の実際の中央価格を基準とする
- (二) 月給及び褒賞もサービスユニットの費用に加える
- (三) サービスユニットの負担の違いを考慮する
- (四) サービス利用者グループ、及びサービスユニットが責任を有するサービス区域の規模の違いを考慮する

第四七条

地域住民の準備状況、適切性、必要性に基づく公共事業を促進することで地域の人に国家保健を創設するために、委員会は地方行政組織を支援、連絡調整し、当該機関を基金から費用を受けとって、地域もしくはコミュニティレベルでの保健システムの実践者及び管理者とすべく原則を定める。

第六章

公衆衛生サービス質・標準管理委員会

第四八条

以下から構成される「公衆衛生サービス質・標準管理委員会」と呼ぶ一委員会を置く。

- (一) 医療局長、食品薬事委員会事務局長、病院開発・質保証インスティテュート理事長、医療従事局長
- (二) 医師会代表、看護師会代表、歯科医師会代表、薬剤師会代表、弁護士会代表
- (三) 民間病院協会の会員である民間病院の代表一人
- (四) 自治市代表一人、県行政機構代表一人、タムボン行政機構代表一人、その他地方行政機関代表一人。それぞれの種類の地方行政機関運営者が互選する
- (五) 看護、助産、歯科、薬剤の職業を営む者からそれぞれ一人の代表
- (六) 医科大学の産科、外科、内科、小児科の代表それぞれ一人
- (七) タイ方医療、物理療法、医療技術、放射線、リハビリ療法、心臓・胸部技術、意志伝達異常の矯正の各分野の職業を営む者の代表一人ずつがさらに三人を互選
- (八) 以下の事業を営む非営利民間組織の代表。各組織の代表一人ずつが各グループごとに代表一人を互選、さらにその中から五人を互選する
 - (a) 児童・青少年方面の仕事
 - (b) 婦人方面の仕事

(c) 高齢者方面の仕事

(d) 身体障害者もしくは精神異常者方面の仕事

(e) HIV感染者もしくは慢性病患者方面の仕事

(f) 労働者方面の仕事

(g) スラム方面の仕事

(h) 農民方面の仕事

(i) 少数民族方面の仕事

(九) 内閣が任命する有識者六人。この六人の中には家族医学、精神医学、タイ方医療の分野の専門家それぞれ一人を含む。

(八) に基づく民間組織は一年以上の活動歴があり、委員選出事由のあった日から一五日よりも以前に事務局に登録していなければならない。一組織が複数の事業を営んでいる場合は、特定の一つのグループで委員選出の権利を行使するよう登録する。

(三)(四)(五)(六)(七)(八) に基づく委員の選出の原則、方法は大臣が布告制定したところに従う。

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八) に基づく委員は有識者委員の選出にあたって人選し、内閣に提出、内閣はそれをもとに(九) に基づく有識者委員を任命する。

第四段に基づく有識者委員の人選の原則、方法は大臣が布告制定したところに従う。

第一段に基づく委員は会議を開き、その中の一人を委員長に選出する。

事務局長を質・標準管理委員会の書記とする。

第四九条

質・標準管理委員会の在任、任期、退任、及び会議には第一四条、第一五条、第一六条、第一七条を準用する。

第五〇条

質・標準管理委員会は以下の権限義務を有する。

(一) サービスユニット及びサービスユニット・グループの質及び標準を管理する

(二) サービスユニットにおいて第五条に基づく公衆衛生サービスより高度のサービス提供がある場合、サービスユニットの公衆衛生サービス提供を監督し、質と標準を持たせる

(三) サービスユニット及びサービスユニット・グループの管理基準、質と標準の振興基準を定める

(四) 第四六条に基づくサービスユニットへの公衆衛生サービス費用を定める原則を設定するために、委員会に各疾病の中央価格レートを提案する

(五) サービス利用における権利侵害を受けた者の苦情申立て、当該申立ての審査方法に係る原則、方法、条件、またサービス利用における権利侵害を受けた者に対する援助の原則、方法を定め、民衆の利便性かつ訴えられた者が自由に苦情を申し立てることができるよう苦情受付ユニットを定める

(六) サービスユニット及びサービスユニット・グループの質と標準の検査、管理結果を委員会に報告し、質と標準の改善の件について改善、評価追跡のためにサービスユニット及び管轄下にある事業ユ

ニットに通知する

(七) サービスユニット及びサービスユニットの検査、監督において民衆の協力を支援する

(八) サービスを受けた者が治療で損害を被り、責任者がみつからない、あるいはみつかったが相当の期間内に損害賠償を受け取っていない場合、委員会が定めた原則、方法、条件に基づき初期支援金を支払う

(九) 公衆衛生サービス利用の決断に資するために、民衆に対する情報公開システム開発を支援する

(一〇) 本法令もしくは他の法律が質・標準管理委員会の権限義務と規定した、あるいは委員会が委任したその他の職務遂行

第五一条

質・標準管理委員会はその委任したところに基づき審議、執行させるために小委員会を設置する権限を有する。

第一七条を質・標準管理小委員会の会議、会議方法、職務遂行方法に準用する。

第五二条

質・標準管理委員会及び小委員会は、審査を構成するために、国の機関に依頼して、もしくは関係者に命じて、事実関係の説明書を提出させる、証言させる、あるいは証拠書類を送付させる権限を有する。

第五三条

質・標準管理委員会の委員及び小委員は大臣が定めたところに従い職務遂行にあたっての会議手当、出張費用、その他の費用を受け取る。

第七章

係官

第五四条

本法令に基づく任務遂行において、係官は事実関係の調査、財産または証拠書類の検査、写真撮影、文書複写、あるいは検査に係る書類の作成、あるいは本法令遵守につながる事実関係を得るための行為のために、勤務時間内にサービスユニットもしくはサービスユニット・グループの場所に立ち入る権限を有する。

第一段に基づく遂行で違反行為を発見した場合、係官は証拠書類、財産、審査に用いる証拠物件を押収、もしくは差し押さえる権限を有する。

係官の執行方法は委員会もしくは質・標準管理委員会が定めた規則に従う。

第五五条

任務遂行において、係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

係官の身分証明書は大臣が定め、官報で告示した様式に従う。

係官の任務遂行において、関係者は相当の便宜を供する。

第五六条

本法令に基づく任務遂行において係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第八章

サービスユニットの標準の監督

第五七条

事務局が定められた公衆衛生サービスに従っていないサービスユニットを見つけた場合、調査委員会設置のために質・標準管理委員会に報告する。

第一段に基づく調査委員会は、医療、保健、法律面で活動する国家機関の代表、審査される件の利害関係者でない民間機関の代表、もしくはその他の有識者から構成される適当な人数の委員を有し、調査し、質・標準管理委員会に意見を具申する義務を有する。

調査委員会の設置で、質・標準管理委員会は速やかな調査のために予め複数の調査委員会を設置しておくこともできる。

調査は三〇日以内に終了しなければならない。終了しない場合はさらに三〇日延長でき、それでも終了しないときは質・標準管理委員会に報告し、質・標準管理委員会は審査の上、必要なだけの延長を命じる。

本法令に基づく任務遂行において、調査委員会は刑法典に基づく捜査官とし、審査のためにサービスユニット、サービスユニット・グループ、苦情申立人もしくは関係者に説明書の提出、証言、証拠書類の提出を求めることができる。

調査委員会は調査を終了した時、意見と共に質・標準管理委員会の審査のためにその件について具申する。

質・標準管理委員会は調査委員会から具申のあった日から三〇日以内に、第五八条もしくは第五九条に基づく命令を検討する。

第五八条

第五七条に基づく調査結果で、あるサービスユニットが定められた標準に従っていないことが明らかになった場合、質・標準管理委員会は以下の手続きを取る

(一)故意の行為でなければ正しい行為を促すよう命じる

(二)故意の行為であれば違反行為ごとに一〇万バーツ以下の行政罰としての罰金支払いをそのサービスユニットに命じる。このとき行政公務執行方法法令に基づく行政上の強制に係る規定を適用す

る。命令に基づく強制手続き担当官がない場合、事務局長は罰金支払い強制のため行政裁判所に訴える権限を有する。ここにおいて行政裁判所がその罰金支払命令が合法であると判断したときは、行政裁判所は罰金支払いのための資産を押収もしくは差し押さえて競売にかける判決及び強制執行を審判する権限を有する。

(三) サービスユニットの違反行為の責に任ずるべき公衆衛生職業人を取り調べ、嫌疑内容を判定、関係機関に通知する。違反者が国の担当官である場合は、懲戒手続きを取る。

第五九条

サービス利用者がサービスユニットから相当の便宜供与を受けなかった、もしくは本法令に基づき定められた公衆衛生サービスを受ける権利に従った便宜供与を受けられなかった、あるいはサービスユニットが徴収する権利のないサービス料を請求した、または委員会の定めたレートを超えてサービス料を請求した、あるいはサービスユニットの医療により生じた損害の賠償を相当の期間内に受け取らなかった場合、その者は調査のために事務局に苦情申立することができる。このとき第五七条の内容を準用する。

調査の結果、苦情申立を受けた行為がなかったことが明らかな場合、事務局長は当該調査結果が出た日から一五日以内に苦情申立人に通知する。

調査の結果、苦情申立を受けた行為があったことが明らかな場合、質・標準管理委員会は以下の手続きを取る権限を有する。

- (一) その苦情申立人の権益に基づき、そのサービスユニットに相当または正当な行動を文書で促す
- (二) そのサービスユニットに対し超過分のサービス料、もしくは請求権のないサービス料の苦情申立人への返金を文書で命じる。このときそのサービス料を徴収した日から返金する日までの利息を年一五%で計算し、同時に返金する。命令に従わない場合、第五八条(二)を準用する。

第六〇条

第五八条もしくは第五九条に基づくサービスユニットの違反行為が重大な違反行為である、あるいは何度も繰り返されたものである場合、事務局長は以下の手続きを検討するよう質・標準管理委員会に報告する。

- (一) そのサービスユニットの登録取消を命じる
- (二) 医療施設法に基づく手続きを検討するために同法の主務大臣に通知する
- (三) そのサービスユニットが国の公衆衛生サービス施設である場合、そのサービスユニットの経営者に対し懲戒手続きを取るため監督大臣に通知する
- (四) そのサービスユニットの違反行為の責に任じる公衆衛生職業人を取り調べ、嫌疑内容を判定、関係機関に通知する。違反者が国の担当官である場合は懲戒手続きを取る。

第六一条

本章に基づき質・標準管理委員会から命令を受けた苦情申立人もしくはサービスユニットは、通知を

受けた日、あるいは命令を受けた日から三〇日以内に委員会に対し異議を申し立てる権利を有する。

委員会の異議申立への判定は最終的なものとする。

第一段に基づく異議申立の原則及び方法、審査判定方法は委員会が定めたところに従う。

第六二条

委員会が第六一条に基づき命令への異議申立に何らかの判定を下した時、事務局長は手続き結果もしくは判定を質・標準管理委員会に報告する。

第九章

罰則規定

第六三条

第二二条、第五二条、第五四条、もしくは第五七条に基づく委員会、質・標準管理委員会、または当該委員会の小委員会、調査委員会あるいは係官の命令に違反した、従わなかった者は、六ヶ月以内の禁固、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六四条

第五五条第三段に基づく係官の任務遂行に対し妨害した、もしくは相当の便宜を供しなかった者は、六ヶ月以内の禁固、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

経過規定

第六五条

初期においては、第六条、第七条、第八条、第一一条、第一二条の規定を、当該規定に基づく公衆衛生サービスのための態勢が整うまで適用しない。

第一段に基づく公衆衛生サービス態勢が整った時、大臣は官報において公衆衛生サービスの開始期間を布告規定する。このとき、その期間は本法令の施行日から一八〇日以内でなければならない。

保健省の責任下にあるサービスユニットへの第四六条に基づく公衆衛生サービス費用の支払いは、事務局が第二段に基づく公衆衛生サービス開始日から三年にわたって保健省にまず支払う。

第六六条

第九条及び第一〇条に基づく勅令を本本令の施行日から一年以内に制定する。制定が間に合わないときは一回につき一年間延長し、事務局もしくは事務局と社会保険事務局は制定できない事由を内閣に報告すると共に、公衆にその報告を公開する。

第六七条

保健省は本法令の施行日から一八〇日以内に、第一三条(三)(四)(五)及び(六)に基づく委員の選任、本法令に基づく国家保健委員会の事務局長の選出があるようにする。

第一段に基づく委員会がまだ設置されていない間は、大臣を委員長、国防省次官、財務省次官、商業省次官、内務省次官、労働・社会福祉省次官、大学庁次官、予算局長、及び消費者代表四人を含む内閣が任命した有識者五人を委員とする一委員会を設置する。

大臣は本法令に基づき事務局長が任命されるまで、暫定的に事務局の任務を遂行するために保健省副次官一人を任命する。

第三段に基づき事務局長の任務を遂行するために任命された者は第二段に基づく委員会の書記とし、大臣は保健省内の公務員二人を副書記に任命する。

第六八条

保健省は本法令の施行日から一八〇日以内に、本法令に基づく質・標準管理委員会の第四八条(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)及び(九)に基づく委員の選任があるようにする。

第一段に基づく委員会がまだ設置されていない間は、医療局長、食品薬事委員会事務局長、病院開発・質保証インスティテュート理事長、医療従事者課長、歯科医師会事務局長、医師会事務局長、看護師会事務局長、薬剤師会事務局長、弁護士会会長、及び内閣が任命した有識者七人を委員とする一委員会を設置する。有識者委員の内訳は消費者保護面で活動する民間団体の代表三人、医療及び公衆衛生業の有識者四人とする。

第二段に基づく委員は会議を開き、委員長を互選する。委員長は第六七条に基づく副書記一人を書記に、保健省内の公務員二人を副書記に任命する。

第六九条

本法令に基づく保健事業に係る部分における保健省の事業、財産、権利、負債、責任、予算、及び保険証の回転資金は、本法令の施行日に事務局に移管する。

第七〇条

官公庁の公務員もしくは雇員で、事務局の担当官または雇員への異動を希望する者は、自己の指揮官に文面によってその意思を伝え、委員会が定めた原則に基づく選出または評価を通過しなければならない。

第一段に基づき事務局の担当官となった公務員は、公務員年金法もしくは公務員年金基金法に基づく地位の廃止により退官したものとみなす。

事務局の規則に基づく権益の計算のための勤務期間計算に資するために、本章に基づき事務局の担当官または雇員になった公務員または官公庁の雇員で、官公庁での勤務期から連続して事務局での勤務期間を計算することを希望する者は、退職一時金または年金を申請しない意思を示すことで、その権利を行使できる。

第四段に基づく退職一時金または年金の不申請は、異動日から三〇日以内にこれをなさなければな

らない。公務員の場合は公務員年金法または公務員年金基金法に基づく手続きで、雇員の場合は財務省に送付するために雇用者に証拠として署名を付した文面でこれをなす。

(おわり)